

# 介護老人保健施設ほほえみ

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

### （運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人桃李会が開設する介護老人保健施設ほほえみ（以下「当施設」という。）が実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とした短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 当施設では、利用者の意思および人格を尊重し、緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者またはその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

### （施設の名称および所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設ほほえみ
- (2) 開設年月日 平成20年6月1日
- (3) 所在地 栃木県鹿沼市今宮町1682番地2
- (4) 電話番号 0289-64-2134 FAX番号 0289-64-2194
- (5) 管理者名 波木道夫
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（09050580035号）

(従業者の職種、員数)

第5条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)事業の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |      |         |       |
|------|---------|-------|
| (1)  | 管理者     | 1人    |
| (2)  | 医師      | 1人    |
| (3)  | 薬剤師     | 1人    |
| (4)  | 看護職員    | 4人以上  |
| (5)  | 介護職員    | 10人以上 |
| (6)  | 支援相談員   | 1人以上  |
| (7)  | 理学療法士   | 2人以上  |
| (8)  | 作業療法士   | 1人以上  |
| (9)  | 管理栄養士   | 1人    |
| (10) | 介護支援専門員 | 1人以上  |
| (11) | 事務職員    | 数名    |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)事業の職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状および心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者およびその家族からの相談に適切に応じるとともに、助言、その他必要な援助を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護計画の作成および管理を行う。
- (10) 事務員は、人事労務、経理、請求事務およびその他の事務処理を行う。

(入所定員)

第7条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護老人保健施設サービスの定員数より実利用者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の内容)

第8条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の内容は、居宅における生活への復帰を

目指し、利用者の病状および心身の状況に照らして行う適切な医療および機能訓練、医学的管理の下における看護・介護、食事の提供および栄養管理とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用料の額は、厚生労働大臣が定める告示上の額とし、当該短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合額とする。

2 前項のほか次の費用を徴収する。(介護保険対象外)

ア 居住費・食費

(1日当たり)

	利用者負担段階				
	第1段階 (負担限度額)	第2段階 (負担限度額)	第3段階 (負担限度額)	第3段階② (負担限度額)	第4段階
居住費(多床室)	0円	370円	370円	370円	470円
食費	300円	390円	650円	1360円	1,650円

利用者負担段階が第1～第3段階の負担限度額は、「介護保険負担限度額認定証」の提示が当該施設にあった場合の金額です。

※食事の内訳は、朝食 400円、昼食 700円、夕食 550円です。

イ 特別な食事 実費相当額(消費税含む)

利用者の特別な希望に基づくメニュー・食材を提供した時

- ウ 教養娯楽費 200円(1日) \*希望者のみ
- エ 日用品費 460円又は650円(1日税別) \*希望者のみ
- オ 洗濯代 500円(1回)
- カ 理髪代 1,500円(1回)
- キ 電気代 50円(1日)

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるものとする。

(利用に当たっての留意事項)

第10条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

当施設は、利用者が短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を受ける際には、次の事項に留意するよう、利用者またはその家族に対して説明し、同意を得るものとする。

- 1 起床 午前6時 消灯 午後9時
- 2 食事は、朝8時 昼12時 夜17時30分です。  
外部からの持ち込みや出前のご遠慮ください。
- 3 入浴は、週2回です。
- 4 面会時間 全日 午後1時～午後7時まで

- 5 外出・外泊は、主治医の許可を得てください。
- 6 飲酒・喫煙は厳禁です。
- 7 騒音等他の患者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。  
また、むやみに他の療養室に入らないでください。

(非常災害対策)

第 11 条 防火管理についての責任者を定め、同一敷地内にある御殿山病院の防火管理者と連携し、御殿山病院と一体となって非常災害対策を策定し、毎年度定期的に、避難、救出訓練およびその他の必要な訓練を実施する。

(身体の拘束等)

第 12 条 原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第 13 条 利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みとして、褥瘡が発生しないよう適切な介護に努めるとともに、「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 14 条 安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、「事故発生の防止および発生時の対応の指針」を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼する。

(衛生管理)

第 15 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生しまたはまん延しないように、「感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 職員は、介護保険関係法令および諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 患者の個人情報について、利用目的を患者にお知らせし、個人情報の開示・訂正・利用停止等については「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進める。
- 5 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額および苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人桃李会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 付 則

この運営規程は、平成20年6月1日より施行する。

平成25年4月1日一部改訂

平成27年12月10日一部改訂

平成27年4月1日一部改訂

令和3年8月1日一部改訂